

令和7年度全国高等学校総合体育大会

安来市実行委員会

設立総会・第1回総会

開け未来の扉 中国総体 2025



シンボルマーク



総合ポスター図案

輝け君の青春 刻め努力の軌跡

期 日 令和6年7月5日(金) 10:00~11:00

場 所 安来市役所2階 201・202会議室

◇大会愛称

(ひらけみらいのとびら ちゅうごくそうたい に一ぜろにーご)

「開け未来の扉 中国総体 2025」

作者:広島県立高陽高等学校 2年 二井 陽香 (にい はるか)

〈作品説明〉

コロナ禍で先がどうなるかわからない中、高校生が様々な制限の中で培ってきた努力を発揮し、未来を少しでも明るくしたいという思いを込めました。

◇スローガン

(かがやけきみのせいしゅん きざめどりよくのきせき)

輝け君の青春 刻め努力の軌跡

作者:山口県立萩商工高等学校 3年 阿部 晃子 (あべ あきこ)

〈作品説明〉

全選手に向けてのメッセージとしての意味。努力は裏切らないという思いです。

◇シンボルマーク【表紙参照】

作者:広島県立海田高等学校 1年 榊澤 雄希 (やなぎさわ ゆうき)

〈作品説明〉

5つで色を変えて中国地方の5県をイメージしその5県が高体連のマークに向かって競っているときの躍動感を表現した。

◇総合ポスター図案【表紙参照】

作者:サビエル高等学校 (山口県) 3年 西村 あさひ (にしむら あさひ)

〈作品説明〉

どのスポーツをする人も本気で取り組みますが、その中でも高校での部活動は特別です。3年間、楽しいことや辛い事がありながら、がむしゃらに練習すると思います。そんな「熱」や「勢い」「激しさ」を表現しました。

令和7年度全国高等学校総合体育大会

安来市実行委員会設立総会及び第1回総会議案書

1 開会

2 あいさつ

3 設立総会

〈報告事項〉

- (1) 令和7年度全国高等学校総合体育大会概要 〈P 3〉
- (2) 令和7年度全国高等学校総合体育大会準備経過の概要 〈P 5〉
- (3) 令和7年度全国高等学校総合体育大会開催基本方針 〈P 6〉
- (4) 令和7年度全国高等学校総合体育大会島根県開催基本構想 〈P 7〉
- (5) 令和7年度全国高等学校総合体育大会「大会愛称・スローガン・シンボルマーク・
総合ポスター図案」 〈表紙及びP 1〉
- (6) 令和7年度全国高等学校総合体育大会競技会場・競技日程 〈P 1 5〉

〈審議事項〉

- 第1号議案 令和7年度全国高等学校総合体育大会安来市実行委員会の設立について(案) 〈P 1 6〉
- 第2号議案 令和7年度全国高等学校総合体育大会安来市実行委員会会則(案) 〈P 1 7〉
- 第3号議案 令和7年度全国高等学校総合体育大会安来市実行委員会委員・役員(案) 〈P 2 1〉

4 第1回総会

- 第1号議案 安来市実行委員会令和6年度事業計画(案) 〈P 2 2〉
- 第2号議案 安来市実行委員会令和6年度収支予算(案) 〈P 2 8〉
- 第3号議案 安来市実行委員会事務局規程(案) 〈P 2 9〉

5 その他

- (1) 全国高校総体開催基準要項について
- (2) 高校生活動について

6 閉会

全国高等学校総合体育大会概要

1 全国高等学校総合体育大会とは

全国高等学校総合体育大会は、通称「インターハイ」とも呼ばれ、学校対抗で行われる高校生スポーツの総合体育大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。

昭和38年度に第1回大会が新潟県で開催され、平成22年度の沖縄県までは各都道府県単独で開催されてきたが、平成23年度からは全国を9ブロックに分け、輪番による広域開催となり、令和7年度は、広島県・鳥取県・島根県・岡山県・山口県の中国ブロックでの開催が決定した。

開催年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
開催地域	中	西	東	中	西	東	西	西
ブロック	東海	九州(南)	関東(北)	北信越	四国	北海道	九州(北)	中国
開会式開催権	三重県	鹿児島県	群馬県	福井県	徳島県	北海道	福岡県	広島県

2 目的

全国高等学校総合体育大会は、教育活動の一環として高等学校(中等教育学校後期課程を含む)の生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成する。

3 実施主体

- (1) 主催 (公財)全国高等学校体育連盟、開催県、開催県教育委員会、関係中央競技団体
※ 競技種目別大会は会場地及び同教育委員会を含む
- (2) 共催 読売新聞社
- (3) 後援 スポーツ庁、(公財)日本スポーツ協会、NHK
※ 競技種目別大会は県スポーツ協会及び会場市町スポーツ(体育)協会を含む
- (4) 主管 (公財)全国高体連競技専門部、開催県高等学校体育連盟、開催県関係競技団体

4 大会規模(夏季大会)

- (1) 競技種目 30競技34種目
- (2) 期間

原則として8月1日から20日までの間のおおむね20日間

令和7年度全国高等学校総合体育大会
「開け未来の扉 中国総体 2025」概要

1 開催のねらい

全国高等学校総合体育大会は、教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

中国ブロック（広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県）開催に当たっては、中国5県の連携、協働のもと各県民の理解と協力を得て、参加する高校生の挑戦を後押しし、すべての人が参加して良かったと心から思える大会を実現する。

2 開催時期及び期間

令和7年7月23日（水）～8月20日（水）

3 愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案

表紙及び裏表紙参照

4 本県における開催競技(6競技6種目)会場及び日程

競技名	競技日程 (開閉会式含む)	会場地市町	競技会場
体操（体操競技）	8/2～5	浜田市	島根県立体育館 (竹本正男アリーナ)
バレーボール (男子)	7/28～8/1	松江市	松江市総合体育館
	7/29～30		鹿島総合体育館
レスリング	7/27～30	雲南市	三刀屋文化体育館アスパル
フェンシング	8/5	安来市	安来市総合文化ホールアルテピア
	8/6～9		安来市民体育館
なぎなた	7/31～8/3	出雲市	出雲だんだんとまとアリーナ (出雲市総合体育館)
カヌー	8/1～5	美郷町	美郷町カヌースプリント競技場

5 本県開催競技における参加者数（見込み）

選手・監督等約5千人（参考：令和5年度北海道インターハイにおける参加人数）

競技名	選手・監督等（人）
体操（体操競技）	932
バレーボール（男子）	683
レスリング	1058
フェンシング	929
なぎなた	437
カヌー	797

令和7年度全国高等学校総合体育大会準備経過の概要

年 月 日	準 備 経 過 の 内 容
令和3年	全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」という。）から令和7年度全国高等学校総合体育大会（夏季大会）の開催について正式依頼を収受
令和4年4月27日	全国高体連に対して、令和7年度全国高等学校総合体育大会（夏季大会）の中国ブロック開催及び広島県での総合開会式開催に係る承諾書を提出
令和4年6月17日	「大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案」県内募集開始
令和4年10月21日	全国高体連に対して、令和7年度大会中国ブロック各県開催競技及び会場地市町に係る承諾書を提出
令和5年6月22日	第1回島根県準備会連絡調整会議(松江市)
令和5年7月4日	島根県準備会設立総会及び第1回総会(松江市)
令和5年9月26日	第2回島根県準備会連絡調整会議(松江市)
令和5年11月30日	全国高体連専門部会場地視察(フェンシング・安来市)
令和5年12月12日	第3回島根県準備会連絡調整会議(松江市)
令和6年2月26日	第4回島根県準備会連絡調整会議(松江市)
令和6年3月13日	島根県準備会第2回総会(松江市)
令和6年4月24日	競技会場及び競技日程公表
令和6年4月25日	島根県実行委員会設立、順次、開催市町実行委員会設立（～7月）

令和7年度全国高等学校総合体育大会開催基本方針

1 開催のねらい

全国高等学校総合体育大会は、教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

中国ブロック（広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県）開催に当たっては、中国5県の連携、協働のもと各県民の理解と協力を得て、参加する高校生の挑戦を後押しし、すべての人が参加して良かったと心から思える大会を実現する。

2 基本方針

(1) スポーツの推進

国内最大規模の高校生スポーツの祭典に、出場する選手だけでなく、多くの人が高校生トップアスリートの活躍を「みる」ことや、スポーツボランティアなどの大会運営を「ささえる」といった様々な形で関わることにより、多様な視点からスポーツの持つ力についての理解を促進し、スポーツの推進につなげる。

(2) 連携・協働の強化

高校生が大会の準備及び運営に「ささえる」立場から積極的に関わることを通して、学校の枠を超えた豊かな人間関係を築くとともに、主体的に学び、多様な人々と協働して新たな価値を創造することができる人材の育成を進める。

(3) おもてなしと地域の魅力発信

全国から訪れる人々をまごころのこもった温かい「おもてなし」の心でお迎えするとともに、本大会を通じて中国5県にある豊かな自然、歴史、文化及び食などの多様な魅力を積極的に発信することにより、多くの方から評価され、「また来てみたい」と思ってもらえる大会を目指す。

(4) 安全・安心で環境への負荷が少ない持続可能な大会運営

危機管理対策や感染防止対策の徹底など、安全、安心の確保を最優先事項としながら、本方針に掲げる取組を積極的に推進できるよう、中国5県をはじめとした、大会に関わるすべての関係機関、団体等が緊密に連携、協働して経営資源の最適配分やあらゆる歳入確保などの取組を進める。

また、環境問題を自らの問題と捉え、自然環境保全と大会の成功に向けた事業活動のどちらも追及するための具体的な取組を行う。

令和7年度全国高等学校総合体育大会 島根県開催基本構想

第1 基本的事項

1 趣 旨

令和7年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）の島根県内での開催に当たり、令和7年度全国高等学校総合体育大会開催基本方針（以下「基本方針」という。）に規定する「開催のねらい」を達成できるよう、島根県開催基本構想を定める。大会の準備及び運営は、全国高等学校総合体育大会開催基準要項（以下「開催基準要項」という。）及び基本方針に規定するもののほか、この構想に定めるところによる。

2 競技種目及び会場地

競技種目	会場地
体操(体操競技)	浜田市
バレーボール(男子)	松江市
レスリング	雲南市
フェンシング	安来市
なぎなた	出雲市
カヌー	美郷町

3 準備・運営体制

(1) 島根県準備会及び実行委員会

大会の総括的な準備・運営にあたるため、島根県準備会及びその後に島根県実行委員会（以下、「県準備会・県実行委員会」という。）を設置し、開催基本方針に基づき、その推進に努める。

(2) 会場地市町

原則、会場地市町は、競技種目別大会の準備・運営にあたるため、会場地市町実行委員会（以下、「市町実行委員会」という。）を設置し、開催基本方針に基づき、その推進に努める。

(3) 島根県高等学校体育連盟

島根県高等学校体育連盟（以下、「県高体連」という。）は、関係機関・団体等との密接な連携・協力のもと、円滑な競技運営に努めるとともに、大会における県内高校生の積極的な活動の展開に努める。

4 経 費

大会の準備及び運営に必要な経費は、国庫補助金、島根県補助金、会場地市町補助金、全国高体連負担金、助成金、参加料、寄付金及び協賛金等を充てる。

第2 競技種目別大会

1 趣旨

競技種目別大会は、開催基準要項に依拠するとともに、基本方針に基づき、危機管理対策や感染防止対策等の徹底など、安全・安心の確保に最優先で取り組む。また、関係機関・団体等が緊密に連携・協働して、参加するすべての高校生の挑戦を後押しし、すべての人が参加して良かったと心から思える大会を実現する。

実施に当たっては、競技種目別大会実施要項作成基準に基づき、競技種目毎に「競技種目別大会実施要項」を別に定める。

2 運営組織

県準備会・県実行委員会、市町実行委員会、県高体連及び県競技団体が密接な連携の下、大会運営を行う。

3 競技会場・練習会場等

- (1) 競技会場及び練習会場は、既存の施設・設備を最大限に有効活用するとともに、競技運営に支障がないよう計画的な整備に努める。また練習会場は、原則として、競技会場近隣の学校等の施設を活用することとし、勝ち残りチーム・人数等を考慮し、必要最小限にとどめる。
- (2) 施設・設備の仮設については、競技特性及び安全面に配慮し、必要最小限にとどめ、運営に支障がないよう計画的な整備に努める。

4 競技用具・備品

- (1) 原則として、県、会場地市町及び県競技団体等が現有しているものを活用することとし、原則として新たな用具の購入は行わない。
- (2) 用具に不足が生じる場合は、原則として、他の自治体又は競技団体等からの借用により対応することとし、借用順位は次のとおりとする。
なお、より安価に借用等ができる場合は、この限りではない。
ア 中国4県（広島県、鳥取県、岡山県及び山口県）内
イ 令和6年度全国高等学校総合体育大会開催県（福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県）内
ウ 上記ア、イを除く近隣都道府県内
- (3) 上記（1）、（2）により調達しても、不足する競技用具・備品については、県準備会・県実行委員会と市町実行委員会とが別途対応について協議する。

5 その他の準備物

制作物等については、令和6年度大会からの引継ぎを最大限に検討すること、大会終了後の活用が見込めないものは原則として借用すること、また、印刷物は可能な限りデジタル化を進める

ことなどにより、大会終了後の廃棄物総量の縮減に努める。

6 競技・運営役員等の編成

- (1) 競技・運営役員等の編成については、市町実行委員会が、（公財）全国高等学校体育連盟（以下、「全国高体連」という。）専門部、関係全国中央競技団体、県高体連競技専門部及び県競技団体等と十分協議し、県準備会・県実行委員会と調整の上、編成する。
- (2) 競技・運営役員等は、原則として県内関係者で編成し、必要最小限の人数で最大の効果を上げるよう適正な配置を行う。
- (3) 競技運営上、県外関係者に協力を要請しなければならない場合は、次の順位により行う。
なお、より効率的・効果的に体制が構築できる場合は、この限りではない。
 - ア 中国4県（広島県、鳥取県、岡山県及び山口県）
 - イ 令和6年度全国高等学校総合体育大会開催県（福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県）
 - ウ 上記ア、イを除く近隣都道府県
- (4) 編成に当たっては、学校関係者の協力が得られるよう配慮する。また、高校生活動の場ともなるよう計画する。
- (5) 役員及び補助員については、必要に応じて傷害保険に加入しなければならない。

7 競技・運営役員等の養成

- (1) 競技役員及び競技補助員の養成については、各競技種目の実態に即して、県高体連競技専門部及び県競技団体が主体となり、県準備会・県実行委員会及び市町村実行委員会と密接な連携のもとに計画的に実施する。
- (2) 運営役員及び運営補助員の養成については、市町実行委員会が主体となり、県準備会・県実行委員会、県高体連及び県競技団体と密接な連携のもとに計画的に実施する。

8 開・閉会式

開催基準要項に基づいて行う開・閉会式は、華美とならないよう簡素化に努めるものとする。閉会式を開催する場合は、原則としてそれぞれの競技種目毎の競技会場で行う。

9 経費

競技種目別大会の運営経費については、最少の経費で最大の効果を発揮するものとなるよう、市町実行委員会が県高体連専門部と十分協議した上で、県実行委員会と調整して決定する。また、寄付金、協賛金等の自主財源の確保についても、積極的に検討を進める。

第3 広 報

1 趣 旨

基本方針で定める「スポーツの推進」、「高校生活動の展開」、「おもてなしと地域の魅力発信」及び「安心・安全で環境への負荷の少ない持続可能な大会運営」の達成に向けて、効果的な広報活動が行えるよう、対象と目的に応じて、時機と手段を適切に選択し、積極的な広報活動を展開する。

なお、広報活動の展開に当たっては、県準備会・県実行委員会、市町実行員会及び関係機関・団体が密接な連携を図りながら効果的な広報を行う。

2 主な対象と目的

(1) 県内中学生及び高校生等並びにその保護者、家族及び学校関係者

出場する選手だけでなく、「みる」、「ささえる」といった様々な立場から、幅広く、主体的に大会に参画してもらい、スポーツに関わることで得られる価値観を共感することで、スポーツに対する理解を促進し、生涯を通じたスポーツの推進につなげることを目指す。

(2) 県民及び県内スポーツ団体・関係企業等

広く大会開催に対する理解と協力を得ることにより、安全・安心な大会運営、高校生に対する応援、来県者へのおもてなし活動への参加など、大会の成功に向けた活動にそれぞれの立場から参画してもらうことを目指す。

(3) 他県からの来県者（大会参加者を含む）

安心して大会に参加又は観覧できるとともに、島根県にある豊かな自然、歴史、文化及び食などの多彩な魅力に触れてもらうことにより、島根を高く評価し、更なる来訪者の増加やブランド価値の向上等の好循環につなげることを目指す。

3 主要事業

前項の目的を達成するため、県準備会・実行委員会において次の事業を行う。事業を行うに当たっては高校生活動の主要事業として、企画段階から高校生の発想を十分に取り入れるなど、高校生にとって活動内容が主体的・対話的で深いものとなるよう留意する。また、市町実行委員会は、県実行委員会の取組に準じて、各競技種目別大会の広報に努める。

(1) 大会の広報

- ア 大会愛称等の制定及び普及
- イ 印刷物、刊行物、屋外広告物、各種メディア等による広報
- ウ 関連イベントや学校行事等における広報活動
- エ 市町実行委員会等と連携した大会情報、地域情報等の発信
- オ 高校生活動による広報

(2) 報告書の作成

(3) 県及び会場地に関する観光情報等の提供

第4 報道

1 趣旨

大会の開催にあたり、競技記録を収集し、競技結果を報道機関及び大会関係団体等へ正確かつ迅速に提供するとともに、円滑な報道活動が行われるようにするため、必要な連絡調整を行い、大会報道取材の便宜を図る。

2 記録センター等への報告

競技記録又は競技結果については、それぞれ収集したものを、幹事県（広島県）に設置された記録センターに報告する。

第5 宿泊・食事・衛生

1 趣旨

大会に参加する都道府県の本部役員、選手、監督、大会役員、競技・運営役員、競技補助員・運営補助員、視察員、報道関係者等（以下「大会参加者」という。）の宿泊については、大会参加者が十分休養できるよう快適かつ安全な宿舎の提供に努める。

2 関係機関との連携

宿泊対策については、県準備会・県実行委員会と市町実行委員会との緊密な連携のもとに関係機関・団体の協力を得て行うものとする。

3 宿舎の確保

大会参加者の宿舎については、可能な限り競技会場に近い宿泊施設の確保に努める。

4 配宿の基準

配宿に当たっては、競技会場及び練習会場までの交通の便等を考慮し、配宿するものとする。

5 宿泊料金

宿泊料金については、全国高等学校総合体育大会中央委員会で決定した料金とする。

6 配宿センター

大会参加者の配宿を広域的に行うため、配宿センターを配置する。

7 食事

食事については、衛生的で品質及び栄養量等を十分考慮し、郷土料理を取り入れるなど、島根らしい献立とする。

8 宿舎の環境整備

配宿業務事業者には、宿泊施設に対して安全で快適な環境づくりに努めるよう指導することを求めるとともに、風紀上又は衛生上支障があると認められる宿泊施設には配宿させないものとする。

第6 保健医療

1 趣旨

大会参加者及び一般観覧者の保健医療については、良好な条件のもとに競技、運営、取材及び観覧ができるよう医療救護、環境衛生及び食品衛生等の対策に万全を期す。

2 関係機関との連携

保健医療については、県準備会・県実行委員会と市町実行委員会とが、緊密な連携のもとに関係機関・団体の協力を得て行うものとする。

3 医療救護対策

県準備会・県実行委員会及び市町実行委員会は、競技会場、練習会場及び宿舎等における大会参加者及び一般観覧者の傷病発生に対し、適切な処置がとれるよう努める。

4 環境衛生対策

県準備会・県実行委員会及び市町実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者に清潔で良好な環境を提供するため、大会で利用する施設及びこれらの周辺における環境浄化に努める。

5 食品衛生対策

県準備会・県実行委員会及び市町実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者の食品、飲料水等に起因する事故を未然に防ぐように努める。

第7 輸送交通

1 趣旨

大会参加者及び一般観覧者の輸送交通については、関係機関・団体等と密接な連携を図りながら道路及び交通状況を十分考慮し、安全で円滑な輸送に努める。

2 競技種目別大会の輸送交通対策

- (1) 大会参加者の交通手段については、原則として公共交通機関とする。ただし、特に交通の利便性が悪い場合については、別に輸送交通を考慮する。輸送交通計画の策定及び実施について

は、県準備会・県実行委員会と市町実行委員会が行う。

- (2) 競技種目別大会会場及びその周辺における安全で円滑な交通を確保するため、市町実行委員会は、関係機関・団体と連携を図りながら、必要な交通対策を講ずる。

3 輸送交通の案内

大会期間中の輸送方法及び交通規制等については、各種媒体による広報活動を通して大会関係者及び県民に周知徹底を図るとともに、必要に応じて案内所や案内表示板を設置し、交通混雑の緩和及び車両の的確な誘導に努める。

第8 警備・防災

1 趣旨

大会における警備・防災対策については、関係機関・団体等と密接な連携を図りながら、大会の安全かつ円滑な運営に努める。

2 競技種目別大会の警備防災対策

各競技会場、練習会場及び宿泊地における警備防災計画の策定及び実施については、市町実行委員会が中心となり、関係機関・団体等と連携を図りながら行うものとし、その主要業務は次のとおりとする。

(1) 警備業務

- ア 一般観覧者等の整理・誘導及び事故防止
- イ 会場内外の関係付属物件の保安・警備
- ウ 事故発生時の避難誘導及び緊急自動車の出動に伴う整理・誘導
- エ 会場周辺の警備及び犯罪の防止
- オ その他必要な業務

(2) 防災業務

- ア 屋内外の火気の手扱い指導及び火災の防止
- イ 危険物等の手扱い指導
- ウ 避難通路及び避難口の確保
- エ 災害時の避難誘導の計画
- オ その他必要な業務

3 大会期間中における危機管理対策

大会期間を通して、大規模災害等緊急事案が発生した場合の対応については、県準備会・県実行委員会、市町実行委員会及び関係機関・団体等が緊密に連携を図り、迅速かつ的確な対応を講ずる。

第9 高校生活動

1 趣旨

高校生活動は、全国高等学校総合体育大会の中で、これまで「一人一役活動」として大切に取
り組まれ、競技とともに両輪を形成してきたものである。

本大会においても、高校生活動を教育活動の一環として積極的に捉え、高校生が大会の開催準
備及び運営に「ささえる」立場から積極的に関わることを通して、学校の枠を越えた豊かな人間
関係を築くとともに、主体的に学び、多様な他者と協働して新たな価値を創造することができる
人材の育成を進める。

活動にあたっては、地元高校生が企画・準備・運営に自らの創意工夫をもって取り組めるよう、
多様な活動の場を提供し、市町実行委員会や関係団体とも連携しながら推進するものとする。

2 活動体制

高校生活動を推進するため、会場地地区の事務局校に「高校生活動推進委員会」を組織する。
高校生活動推進委員会は主に広報活動や競技運営等を担当する。活動は、自主的な発意によるも
のの他、県準備会・県実行委員会、市町実行委員会からの要請に基づいて行うものとする。

3 主要事業

(1) 広報・おもてなし活動

広報活動、各学校への啓発活動、総合案内所設置及び運営、歓迎活動、あいさつ運動の推進、
記念品製作、観光地紹介、地元物産PRなど

(2) 運営ボランティア（各競技種目別大会）

競技種目別大会運営補助及び競技補助員（公式審判含む）など

(3) 競技種目別開会式出演

式典放送・式典音楽（合唱・吹奏楽）・公開演技・先導隊、開会式挨拶など

(4) 草花装飾・環境美化活動

開催地各会場及び会場周辺や、事前イベントその他、PR活動として適した場所における装飾用
草花の栽培育成・試験栽培・草花アレンジ、会場周辺美化活動など

(5) その他の活動

